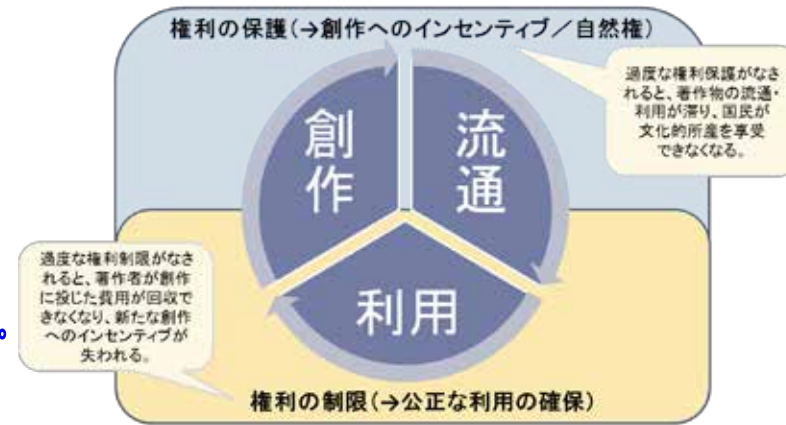


1. 著作権法の目的

著作権は<創作—流通—利用>のサイクルの持続による文化の発展(国家全体の利益)のためにある国民の財産的権利。

—利用者の行為を不当に制約し権利者を利することを目的とはしていない。

教育目的の著作物利用についてみても、著作者に適切に対価が還元され、将来にわたって良質な著作物が継続して生み出される環境を維持することは、将来の教育活動を豊かにしていくことにつながる。



2. 教育目的の著作物利用と著作権の制限について

教育の公益性に鑑み、許諾が得られない事態や権利処理の手続き的負担から著作物が利用できないといった事態を避けるために必要な権利の制限は正当化し得る。文化審議会でもこの点積極的に検討を行ってきた。

しかし、教育に公益性があるからといって、財産権のうち著作権については無限定に制限し、無償で使っていいということにはならない。

—諸外国(英、独、仏、豪等)では、補償金等により権利者に適切な対価を還元しつつ権利制限をすることで教育目的の著作物利用の円滑化が図られており、有償であることをもって、教育の「制約要因」などと評価するのは不適當。

私人の財産権の制限を行う上では、理論的妥当性に加え、権利者・利用者双方の理解を得ることが重要。

—文化審議会では、教育に関わる幅広い権利者団体と初等教育から高等教育までを含む15の教育関係団体の意見を聴取。

3. 文化審議会と規制改革会議投資等WGの議論の対比(補償の要否の判断基準について)

著作権分科会は 権利者に及ぼす不利益、 法的安定性への配慮の両方を勘案して補償の要否を判断。

複製等の技術が発展した今日では、学校で行われている複製・公衆送信のいずれの行為も権利者に及ぶ不利益が軽微ではなく、(国際的な制度調和の観点からも)原則補償が必要。

しかし、現在無償の行為(複製・同時授業公衆送信)を補償金の対象とすると教育現場の混乱を招くため、無償を維持することとする。

一方、スタジオ型リアルタイム配信授業は、原則どおり補償の必要性があり、現行法上も許諾を得て有償で利用すべき行為であって、社会の混乱は生じないことから、補償の対象とすべき。

投資等WGは、「同時双方向型授業」と「遠隔合同授業」の及ぼす不利益の差に着目して補償の要否を判断。

「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」とでは権利者に与える不利益の度合いにおいて差異がない。したがって、いずれも補償を不要とすべき。